

労働審判手続はいつ使う？

団体交渉はどう向き合う？

その解雇は有効？

このまま進めて大丈夫？

つまづかないシリーズ
第7弾!

こんなところでつまづかない!

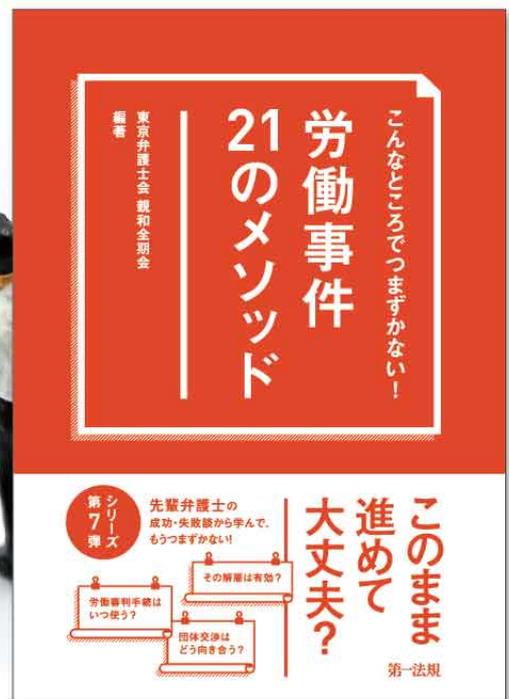
労働事件21のメソッド

東京弁護士会 親和全期会 編著

A5判 / 218頁 定価: 本体2,500円+税

本書の特色

- ◆労働事件の実務において、つまづきやすいポイントを、先輩弁護士が21のメソッドごとに体験談を紹介!
- ◆労使双方の体験談を掲載!
- ◆若手弁護士にとって、「労働事件」対応への苦手意識・不安を軽減する一冊!



姉妹書



こんなところでつまづかない! 弁護士21のルール
 こんなところでつまづかない! 交通事故事件21のメソッド
 こんなところでつまづかない! 離婚事件21のメソッド
 こんなところでつまづかない! 不動産事件21のメソッド
 こんなところでつまづかない! 相続事件21のメソッド
 こんなところでつまづかない! 破産事件21のメソッド

東京弁護士会 親和全期会 編著 も好評発売中!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

Method
01 | 労働者性

▶ 勝負のわかれ目、「労働者」性

—労働契約法や労働基準法の諸々の規制の適用範囲は、「労働者」性の有無によって画される。労働問題に関する事件では、まず依頼者が「労働者」か否かを判断する必要があるケースも多い。

「労働者」・「労働契約」の定義

労働契約法上、労働者は「使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者」（労働契約法2条1項）と定義され、労働契約は「労働者が使用者に使用されて労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うことについて、労働者及び使用者が合意することによって成立する」と規定されています（労働契約法6条）。

労働基準法は、同法の保護対象者である「労働者」について、「事業……に使用される者で、賃金を支払われる者」（労働基準法9条）と定義しています。

労働基準法では事業に使用されることが加重的要件とされていることを除けば、両法の労働者・労働契約概念は基本的には同一であると解されます。労働者が他人の指揮命令下で（使用されて）労働を行う関係は、民法の典型契約の中では「雇用」がこれにあたるのが通常です。

体験談 2

労働時間の把握で隙を見せるな

弁護士 12 年目 男性 使用者側

労働者側は警備会社の入退館記録をもとに労働時間を主張

飲食料品の小売店を展開する会社が、店舗の元従業員から残業代請求を受けた事案です。この会社は、労働者がタイムカードにより自己申告した始業時刻、終業時刻、休憩時間を前提に、1分単位で残業代を支給しているのですが、元従業員は、会社からサービス残業を強いられていたと事実を反する主張を行い、警備会社が管理する入退館記録をもとに残業代請求を行いました。

この会社は、元従業員が退職直前、その日の業務を終えタイムカードの「退社」を打刻した後も、事務所に残っているという不審な事実を把握し、数日分の防犯カメラを解析し、元従業員がスマートフォンを私的に使用している様子や、アイスクリームを食べながら談笑している様子、店舗の販促品を自己の靴にしまっ込んでいる様子のスクリーンショットを残していました。そこで、私は、労働審判において、これらのスクリーンショットを証拠として提出し、サービス残業がなかったこと、労働者の自己申告によるタイムカードの打刻をもとに労働時間を認定すべきであることを主張しました。

ワンポイントアドバイス

初めから諦めることなく主張してみよう

「管理監督者の抗弁はほとんど認められない」との固定観念に囚われ、初めから主張を諦める必要はありません。

裁判外の交渉では、体験談3のように、管理監督者の抗弁が効果的に機能することもあれば、体験談1のように、管理監督者の抗弁が、事案解決の適切な落としどころに導くために機能することもあります。また、裁判の場面においても、体験談2のように、仮に裁判官が管理監督者の抗弁を認めないと暫定的な心証を醸成しても、実質的にこの点について配慮した和解案を提示してもらえる場合もあります。

したがって、使用者側の代理人としては、当該労働者の職務権限、責任、労働時間に関する裁量、待遇という面のみならず、企業内での当該管理職の序列等も十分立証して、説得を試みるとよいでしょう（なお、体験談2のように、裁判官から「とりあえず言ってみただけですか」と冷やかな反応を受けないためにも、訴訟の早い段階から、組織図、職

**先輩弁護士の
成功・失敗談から学んで、
労働事件で、
もうつまづかない！**

Contents

Method 01 ▶ 労働者性 — 勝負のわかれ目、「労働者」性

Column ▶ 勤務弁護士は「労働者」？

Method 02 ▶ 就業規則の不利益変更 — 変更できない？ 就業規則

Method 03 ▶ 休職規程 — 復職可能性の判断は石橋を叩いて渡れ

Method 04 ▶ 残業代計算 — 計算ソフトは過信するな！

Method 05 ▶ 労働時間の把握 — 労働時間は正確に把握すべし

Method 06 ▶ 管理監督者 — 初めから諦めるべからず

Method 07 ▶ 固定残業代 — 固定しない裁判例

Method 08 ▶ 残業代不払いに対するペナルティ — 不払いのツケは大きい

Method 09 ▶ 懲戒処分 — 制裁だからこそ冷静に

Method 10 ▶ ハラスメント（使用者側） — 甘い調査には辛い助言を

Method 11 ▶ ハラスメント（労働者側） — 裁判だけが能じゃない

Method 12 ▶ 解雇権濫用法理 — 説明し尽くせ！ 解雇のリスク

Column ▶ 解雇の金銭解決制度

Method 13 ▶ 試用期間 — お試し採用はできません

Method 14 ▶ 雇止め法理 — 満了しても終わらない！

Method 15 ▶ 整理解雇 — その事案、整理解雇ですか？

Method 16 ▶ 労働組合 — 社長、それは不当労働行為です

Method 17 ▶ 合同労組との団体交渉 — 相手を見てものを言え

Method 18 ▶ 手続選択・期日対応 — 労働審判を「美味しく」活用しよう！

Method 19 ▶ 訴訟（未払賃金請求） — 残業代請求事件は奥が深い

Method 20 ▶ 訴訟（地位確認請求） — 長期戦に備えよ

Method 21 ▶ 賃金払戻処分命令申立て — 仮処分は仮じゃない

詳細・お申し込みはコチラ

＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規ストア

検索



キリトリ線

申込書（第一法規刊）			
書名		価格	部数
こんなところでつまづかない！ 労働事件21のメソッド	[065714]	定価2,750円（本体2,500円）	部
こんなところでつまづかない！ 破産事件21のメソッド	[065284]	定価2,750円（本体2,500円）	部
こんなところでつまづかない！ 相続事件21のメソッド	[059923]	定価2,750円（本体2,500円）	部
こんなところでつまづかない！ 不動産事件21のメソッド	[059980]	定価2,750円（本体2,500円）	部
こんなところでつまづかない！ 離婚事件21のメソッド	[056846]	定価2,750円（本体2,500円）	部
こんなところでつまづかない！ 交通事故事件21のメソッド	[056853]	定価2,750円（本体2,500円）	部
こんなところでつまづかない！ 弁護士21のルール	[052316]	定価2,750円（本体2,500円）	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

（いづれかを✓で選択ください。） 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのご購入金額
（商品の税込価格+送料）の合計が

1万円以下の場合、300円+税
3万円以下の場合、400円+税
10万円以下の場合、600円+税

*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者
に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い
ただけません。

年 月 日

〒
ご住所

事務所名

公用
 私用

フリガナ
ご氏名

TEL

E-mail

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての開示、修正、削除、利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（https://www.daichihoki.co.jp/support/contact/contact.php）からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印